

表3-4 水質汚濁防止法に定める特定施設（抜粋）

番号	施設	番号	施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設	59	砕石業の用に供する施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
5	みそ、しょう油、ソース、食酢などの製造業の用に供する施設	62	非鉄金属製造業の用に供する施設
8	パン、菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	63	63の3 石炭を燃料とする火力発電施設の廃ガス洗浄施設
9	米菓又はこうじ製造業の用に供する洗米機	64	64の2 水道、工業用水道施設の浄水施設（沈でん施設、ろ過施設）
10	飲料製造業の用に供する施設	65	酸又はアルカリによる表面処理施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	66	電気めっき施設
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	66の3	66の3 旅館業の用に供する施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	66の4	66の4 共同調理場に設置されるちゅう房施設
19	紡績業、繊維製品製造・加工業の用に供する施設	66の5	66の5 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設	66の6	66の6 飲食店に設置されるちゅう房施設
21の2	一般製材業等の用に供する湿式パーカー	67	67 洗たく業の用に供する施設
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	68	68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設	68の2	68の2 病院で病床数が300以上であるものに設置される施設
23	パルプ、紙、加工品の製造業の用に供する施設	70	70 廃油処理施設
23の2	新聞業等の用に供する自動式フィルム洗浄施設等	70の2	70の2 自動車分解整備等の用に供する洗車施設
27	無機化学工業製品製造業の用に供する施設	71	71 自動式車両洗浄施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	71の2	71の2 科学技術の試験研究機関の施設（洗浄施設、焼入れ施設）
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	71の3	71の3 一般廃棄物処理施設である焼却施設
46	有機化学工業製品製造業の用に供する施設	71の4	71の4 産業廃棄物処理施設
47	医薬品製造業の用に供する施設	71の5	71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設	71の6	71の6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる蒸留施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設	72	72 し尿処理施設
51の3	衛生用のゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	73	73 下水道終末処理施設
52	皮革製造業の用に供する施設	74	74 特定事業場から排出される水の処理施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設		